



県章

三重県公報

昭和55年11月18日 火曜日 第10918号

目次

告 示

- 字の区域を設定及び変更する旨の届出 (地 方 課) 2
- 字の区域を変更する旨の届出 (同) 9
- 国定公園に関する公園計画の変更及びその関係図面の縦覧 (観光公園課) 10
- 国定公園に関する公園事業の決定及びその関係図面の縦覧 (同) 10
- 公共用財産の用途の廃止 (漁 港 課) 10
- 都市計画緑地の決定及びその図書の縦覧 (都市計画課) 11
- 都市計画公園の変更及びその図書の縦覧 (同) 11

選 管 告 示

- 三重県議会議員補欠選挙の選挙期日等 (選挙管理委員会) 11
- 三重県議会議員補欠選挙の各選挙区における選挙長及びその職務を代理すべき者 (同) 12
- 三重県議会議員補欠選挙の各選挙区における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額 (同) 12
- 三重県知事選挙と同時にを行う三重県議会議員補欠選挙の投票の順序 (同) 13
- 三重県議会議員補欠選挙の各選挙区における選挙会の場所及び日時 (同) 13

公 告

- 昭和55年度第2回危険物取扱者試験の合格者 (消防防災課) 13
- 土地改良区の定款変更の認可 (耕地第一課) 13
- かんがい排水事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧 (同) 14
- 土地改良事業の認可 (同) 14
- 換地計画認可申請を適当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (耕地第二課) 14

課長



課長補佐



主査



係長



係長



係長



係長

- 換地処分をした旨の届出 (耕地第二課) 14
 - 開発行為に関する工事の完了 (開発指導課) 15
 - 土地区画整理組合の設立認可 (都市計画課) 15
 - 開発行為に関する工事の完了 (北勢県民局) 16
 - 同件 (桑名土木事務所) 16
 - 同件 (北勢県民局四日) 16
 - 同件 (市土木事務所) 16
 - 同件 (北勢県民局) 17
 - 同件 (鈴鹿土木事務所) 17
 - 同件 (中勢北部県民局) 17
 - 同件 (津土木事務所) 17
 - 同件 (中勢北部県民局) 18
 - 同件 (久居土木事務所) 18
 - 同件 (中勢南部県民局) 18
 - 同件 (松阪土木事務所) 18
 - 同件 (南勢志摩県民局) 19
 - 同件 (伊勢土木事務所) 19
 - 同件 (南勢志摩県民局) 19
 - 同件 (志摩土木事務所) 19
 - 同件 (伊賀県民局) 19
 - 同件 (上野土木事務所) 19
- 正 誤
- 昭和55年10月17日付け三重県公報第10909号 (漁 港 課) 20



三重県告示第543号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、桑名市の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を設定及び変更する旨、同市長から届出があつた。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 桑名市大字五反田字前友とする区域

桑名市大字五反田字臺2、2の1から2の4まで、2の7から2の10まで、3、3の1から3の4まで、4、4の1、4の3、4の4、5、6、6の1から6の3まで、7から9まで、13から21まで、22の1から22の3まで、23、23の1、24から27まで、28の1、28の2、29の1、29の2、30から40まで、41の1、41の2、42の1、42の2、43から49まで、50の1から50の3まで、51の1、51の2、52の1、52の2、53、53の2、54の1、54の2、

55から65まで、66の1から66の3まで、67の1から67の4まで、68の1から68の4まで、69の1、69の2、70、71、72の1、72の2、73の1、73の2、74、75、76の1、76の2、77の1から77の3まで、78の1、78の2、79から85まで、86の1、86の4、87の1、87の2、88から99まで、99の1、100から111まで、112の1から112の4まで、113、114、114の1、115から122まで、122の1、123の1から123の4まで、124から127まで、127の1、129、130、130の1、131から148まで、149の1、149の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字小淵150の1、150の2、151から163まで、164から168までの各一部、171の一部、174の一部、175から188まで、189の1、189の2、190の1、190の2、191、192の1、192の1の一部、192の2、193、193の2、194の1、194の1、194の2、195の1、195の2、196、197の1、197の2、198から207まで、208の1、208の2、209の1、209の2、210の1、210の2、211の1、211の2、212の1、212の2、213、214の1の一部、214の2、214の3、215の1の一部、215の2、215の3、216の一部、217の一部、218から224まで、225から228までの各一部、231の一部、239の一部、240の一部、241の1の一部、241の2、241の3、242、243、244の1、244の2、244の2、244の3、245、245の1、245の2、245の2の一部、246、247の1、247の2、247の3の一部、247の4、247の5、248の1から248の3まで、249の1の一部、249の2の一部、250の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字矢田地312の1の一部、313の1の一部、313の2の一部、314の1、314の2、315、316の1、316の2、317の1、317の2、318の1、318の2、319の1、319の2、320、321、321の1、322の一部、323の一部、329から333までの各一部、334の1の一部、334の1の一部、334の2の一部、335の1、335の2、336から340まで、341の1、341の2、343、344の1の一部、344の2から344の4まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字屋敷345の1から345の4まで、346の1、346の2、347の1、347の2、348の1から348の3まで、349の1、349の2、350の1、350の2、351の1、351の2、352の1、352の2、353の1、353の2、354の1から354の3まで、355、356の1、356の2、357の1、357の2、358、359の1、359の2、360の1、360の2、361の1、361の1、361の2、362、363の1、363の2、364の1、364の2、365の1、365の2、366の1、366の2、367から369まで、370の1、370の2、371から374まで、374の1、374の2、375から398まで、398の1の一部、399から407まで、408の1、408の2の一部、409の1、410の1、410の2の一部、411から414まで、414の1、415から421まで、421の1、421の2、422から435まで、436の1、436の2の一部、437の1、437の2、字押洗

438から441まで、442の1、442の2、443の1、443の2、444、445、446の1、446の2、447から462まで、462の1、462の2、463から469まで、469の1、470から474まで、474の1の一部、474の2、475から478まで、478の1、479から494まで、494の1の一部、495、495の1、495の2の一部、495の3、496の一部、496の1から496の3までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字菰池500の一部、501の1の一部、509の一部、510の一部、512の一部、522の一部、523、524、525の一部、526の一部、529から531までの各一部、534の一部、535の一部、537の1の一部、539から541までの各一部、541の1、542から554まで、554の1、555、556、558、559、560の一部、561の一部、566の1の一部、大字芳ヶ崎字矢田地154の一部、字三之坪296、297、297の1、298、298の1、299の1、299の2、300から304まで、304の1、305、306の一部、306の1の一部、307、308の一部、309の一部、310、310の1、311、312、313の一部、314の一部、316の一部、317の一部、318、318の1、319の一部、320、320の1、321の1の一部、322の1、322の2、323の1、324の1、326の1、330の1、331、332の1、332の2、333から341まで、341の1、342から347まで、348の1及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部、字三反長270の1の一部、270の1、270の2、271の1の一部、271の2、275の一部、276の2、277の1の一部、277の1の一部、277の2、278の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに279の2の一部に隣接する道路である国有地の全部、字古屋敷459の一部、字七畝割380の1の一部、453の一部、454の一部、456の一部、457、458及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに大字森忠字半之木285に隣接する大字芳ヶ崎字七畝割の道路、水路である国有地の全部、大字森忠字半之木252から263まで、264の1、264の2、265、265の1、266から270まで、273の1、274の一部、274の1の一部、275の1の一部、279の一部、280の一部、281の一部、281の1の一部、283の一部、284、284の1、284の2、285、333の一部、334の一部、大字筑紫字東赤野410の1から410の4まで、410の7、410の9及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、字赤野411の2、412の2、413の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

2 桑名市大字芳ヶ崎字前友とする区域

桑名市大字芳ヶ崎字外新田5から10までの各一部、17から19までの各一部、20から26まで、27の1、27の2、28の1の一部、28の2から28の4まで、字文治新田29、29の1から29の14まで、30から36まで、36の1、37、38、39の1、39の2、40、41の1の一部、41の2の一部、42の1の一部、42

の2の一部、43の一部、44、44の1、44の2の一部、44の3、44の3の一部、44の4から44の12までの各一部、45の1から45の4までの各一部、46の3の一部、51の一部、52の1の一部、52の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字小淵123の1の一部、123の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、字矢田地125、126、127の1、127の2、128の1、128の2、129の1から129の3までの各一部、131から153まで、154の一部、155から167まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに大字五反田字小淵278、291、292、294から296まで、303、304、307、308の一部に隣接する大字芳ヶ崎字矢田地の水路である国有地の全部、字九二一俣168の一部、169の一部、169の1の一部、字半之田243の1の一部、243の2の一部、244の1、244の2、244の3の一部、244の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字森忠字半之田192の3、192の5に隣接する大字芳ヶ崎字半之田の道路、水路である国有地の全部、字三反長245の一部、246、246の2、247から252まで、252の1、252の2、253、254、254の1、255の1、255の2、256から261まで、262の一部、266、266の1、267から269まで、269の1、270の1の一部、271の1の一部、272、272の1、273、274、275の一部、277の1の一部、277の1の一部、278の1、278の2の一部、279の1、279の2、280、280の1、280の2、281から284まで、284の1から284の6まで、285の1、285の2、286の1、286の2、287から292まで、292の1、293から295まで、295の1、295の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに大字森忠字三反長193の3、193の4、194の1、194の6、194の9、194の11に隣接する大字芳ヶ崎字三反長の道路、水路である国有地の全部、大字五反田字小淵164から168までの各一部、169、170、171の一部、172、173、174の一部、192の1の一部、214の1の一部、215の1の一部、216の一部、217の一部、225から228までの各一部、229、230、231の一部、232から238まで、239の一部、240の一部、241の1の一部、245の2の一部、247の3の一部、249の1の一部、249の2の一部、249の3、250の1の一部、250の2から250の4まで、251から256まで、256の1、257の1、257の2、258の1、258の2、259の1、259の2、260の1から260の3まで、261の1、261の2、262の1、262の2、263の1、263の2、264、264の1、265、266、266の1、267から273まで、273の1、274から283まで、283の1、284から287まで、287の1、288から308まで、字矢田地309の1、309の2、310の1、310の2、311の1、311の2、312の1の一部、312の2、313の1の一部、313の2の一部、322の一部、323の一部、324、325、325の1、326、327、327の1、328、329から333までの各一部、

334の1の一部、334の1の一部、334の2、334の2の一部、344の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、宇屋敷398の1の一部、408の2の一部、409の2、410の2の一部、436の2の一部、宇押洗474の1の一部、494の1の一部、495の2の一部、496の一部、496の1から496の3までの各一部、496の4、497、498、498の1、498の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、大字森忠字半之田95の1から95の3までの各一部、96から98までの各一部、99、100、100の1、101から105までの各一部、106の1の一部、106の2の一部、130の1、130の2、131の1、131の2、132の1、132の2、132の2、132の3、133から135まで、136の1、136の2、136の3の一部、137の一部、192の1、192の2、192の3、192の3、192の4、192の5及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに大字芳ヶ崎字三反長245に隣接する大字森忠字半之田の道路である国有地の一部、字三反長193の1から193の5まで、194の1から194の11まで、195から199まで、199の1、199の2、200から208まで、208の1、209から221まで、221の1、222、223の1、223の2、224の1、224の2、225から237まで、237の1から237の3まで、238から242まで、242の1、243、243の1、244、244の1、245、246、246の1、247から249まで、249の1、250の1、250の1、250の2、251の1、251の2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに大字芳ヶ崎字矢田地149、150に隣接する大字森忠字三反長の道路である国有地の全部

3 桑名市大字芳ヶ崎字ヒセ割とする区域

桑名市大字芳ヶ崎字三反長262の一部、263、264、265の1から265の3まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部、字三之坪306の一部、306の1の一部、308の一部、309の一部、313の一部、314の一部、315、316の一部、316の1、317の一部、319の一部、319の1、321の1の一部、355の1、356、356の1、357、358の1、358の3、字七畝割359から362まで、363の1、363の2、364、364の1、365、366、366の1、367の1から367の3まで、368から373まで、373の1、374から378まで、378の1、379、380、380の1の一部、381から399まで、400の1、400の2、401から408まで、408の1、409から425まで、425の1、426から452まで、453の一部、454の一部、455、456の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに大字森忠字半之木286に隣接する大字芳ヶ崎字七畝割の道路、水路である国有地の全部、宇古屋敷459の一部、460から466まで、466の1、466の2、467から472まで、472の1、472の2、473、473の1、473の2、474、475、476の1、476の2、477、478の1、478の2、479の1、479の2、480、481、482の1、482の2、483の1、483の2、484の1、484の2、485の1、485の2、486の1、486の1、486の2、491、491の1、492、

493の1、493の2、494から506まで、531から533まで、533の1、534から550まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、大字五反田字菰池499の1、499の2、500の一部、501の1の一部、501の2、502、503、505、506、507の1、507の2、508、509の一部、510の一部、511、512の一部、513、514の1、514の2、516の1、516の2、517の1、517の2、518の1、518の2、519の1、519の2、520、521、522の一部、525の一部、526の一部、527の1、527の2、528の1、528の2、529から531までの各一部、532の1、532の2、533の1、533の2、534の一部、535の一部、536、536の1、537の1、537の1の一部、537の2、538の1、538の2、539から541までの各一部、560の一部、561の一部、562から565まで、566の1、566の1の一部、566の2、567の1、567の2、568の1、568の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、大字森忠字半之木274の一部、274の1の一部、275、275の1の一部、276から278まで、278の1、279の一部、280の一部、281の一部、281の1の一部、281の2、282、283の一部、283の1、286から295まで、295の1、296、296の1、297から303まで、303の1、304から309まで、309の1、310から330まで、331の1、331の2、332、333の一部、334の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

4 桑名市大字森忠字半ノ田とする区域

桑名市大字森忠字東長田1、1の1、2の1から2の3まで、3の1から3の4まで、8の1から8の3まで、9、9の1、10の1、10の2、11の1、11の2、12、13、字半之田41の1の一部、41の2、41の3、42の1の一部、42の2、42の3、43の1の一部、43の2、43の3、43の4の一部、43の5の一部、44、44の2、45、46、46の1の一部、47、47の1、48、49、49の1、50から53まで、53の1、54、54の1、55から61まで、61の1、62から73まで、73の1、74から94まで、95の1から95の3までの各一部、96から98までの各一部、101の一部、102の一部、103から105までの各一部、106の1の一部、106の2の一部、107、108、109の1、109の2、110の1、110の2、111から119まで、119の1、120、120の1、121から123まで、123の1、124から129まで、136の3の一部、137の一部、138から140まで、140の1、141から145まで、145の1、145の2、146から162まで、162の1、163、163の1、164から169まで、170の1、170の2、171、171の1、172の1、172の2、173の1から173の3まで、174の1、174の2、175の1、175の2、176の1、176の2、177の1、177の2、178の1、178の2、179の1、179の2、180の1、180の2、181の1、181の2、182の1、182の2、183の1、183の2、184の1、184の2、185の1、185の2、186の1、186の2、187の

1、187の2、188の1、188の2、189の1、189の2、190の1から190の4まで、191及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに大字芳ヶ崎字九二一傳199の1、199の2に隣接する大字森忠字半之田の道路である国有地の全部、大字芳ヶ崎字外新田1、2、4、5から10までの各一部、11、12の1、12の2、13から16まで、17から19までの各一部、28の1の一部、字文治新田41の1の一部、41の2の一部、42の1の一部、42の2の一部、43の一部、44の2の一部、44の3の一部、44の4から44の12までの各一部、45の1から45の4までの各一部、46の1、46の2、46の3の一部、47から50まで、51の一部、52、52の1の一部、52の2、52の3の一部、52の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字柳川53、53の1、54、55、56の1、56の2の一部、56の3から56の5まで、57の1から57の3まで、58の1から58の5まで、59、60の1から60の3まで、61から63まで、64の1、64の2の一部、64の3、64の4、65の1、65の2、66、67の1、67の2、68の3の一部、68の4の一部、69の1から69の4までの各一部、70の1から70の4まで、71の1から71の4まで、72の1、72の2、73の1、73の2、74の一部、74の1から74の3までの各一部、75から77までの各一部、79の1の一部、79の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字小淵80、81の1、81の2、82の1から82の3まで、83の1から83の3まで、84から88まで、88の1、89から95まで、95の1、96、97、98の1、98の2、99、99の1、99の2、100から102まで、102の1、103、104、104の1、105、106、106の1、107から120まで、121の1、121の2、122、123の1の一部、123の2の一部、124及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字矢田地129の1から129の3までの各一部、130及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部、字九二一傳168の一部、169の一部、169の1の一部、170から173まで、173の1、174から184まで、184の1、185、185の1、186から198まで、199の1、199の2及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字小淵83の1の一部、83の2の一部に隣接する字九二一傳の水路である国有地の全部、字東丁田200の1から200の4まで、201、201の1、202の一部、202の1の一部、203、203の1、204、205、206の一部、209の一部、210の1から210の4までの各一部、字半之田211から215まで、215の1、216、217の1、217の2、218の1、218の2、219の1、219の2、220から223まで、224の1、224の2、225の1から225の3まで、226から229まで、230の1、230の2、231の1、231の2、232の1、232の2、233、235の1、235の2、236の1、236の2、237、238の1、238の2、239の1、239の2、240の1、240の2、241の1、241の2、242の1、242の2、243の1の

一部、243の2の一部、244の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字三反長245の一部、字十王堂635の1、650、651、655の3、656の3、657の3、658、659の3、660の3、661の3、662の3、663の3、664の2から664の4まで、665の2、665の5、665の6の一部の地先の水路である国有地の全部、字正津371、372の地先の水路である国有地の、法大字芳ヶ崎字ハサマ929、931の2、932の2、933の3、934の1の地先の水路である国有地の全部、大字星川字森忠前1の一部、2から6まで、6の1の一部、一7、8、8の1、9の1から9の4まで、10、11の一部、11の1、29の4の一部、30の2の一部

5 桑名市大字星川字森忠前に編入する区域

桑名市大字芳ヶ崎字柳川56の2の一部、64の2の一部、68の1、68の2、68の3の一部、68の4の一部、68の5、68の6、69の1から69の4までの各一部、74の一部、74の1から74の3までの各一部、75の一部、76の一部、77の一部、78の1、78の2、79の1の一部、79の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字東丁田202の一部、202の1の一部、206の一部、207、207の1、208、208の1、209の一部、210の1から210の4までの各一部、大字森忠字半之田14の1、14の2、15の1、15の2、16の1、16の2、17から39まで、40の1、40の2、41の1の一部、41の4、42の1の一部、42の4、42の5、43の1の一部、43の4の一部、43の5の一部、46の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字東長田4の1から4の3まで、5、6、6の1、6の2、7、7の1及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部、字十王堂665の6の一部の地先の水路である国有地の全部、字大星川字里170、171、221から224まで、225の1、226の2、226の3、227の2、228の2、229の2、230の2、231の2、232の2、233の地先の水路である国有地の全部、大字巖新田字笠坊1の一部並びに3から5までに隣接する道路である国有地の全部

6 桑名市大字巖新田字笠坊に編入する区域

桑名市大字星川字森忠前30の4の一部、31の1の一部

三重県告示第544号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、員弁郡東員町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があつた。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

員弁郡東員町大字筑紫字赤野に編入する区域

員弁郡東員町大字筑紫字東赤野410の5、410の6及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、大字芳ヶ崎字三之坪321の2、322の3、323の2、324の2、325、326の2、327から329まで、330の2、332の3、348の3、349から354まで、355の2、358の2及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部、大字森忠字半之木264の3、271、272、273の2及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

三重県告示第545号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第12条第2項の規定に基づき、鈴鹿国定公園に関する公園計画を次のとおり変更した。

なお、計画変更の位置を表示した図面は、三重県生活環境部観光公園課及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

鈴鹿国定公園の公園計画に次の公園計画を追加する。

単独施設

施設の種類 宿舎
位 置 三重郡菰野町大字千草

三重県告示第546号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第12条第3項の規定に基づき、鈴鹿国定公園に関する公園事業を次のとおり決定した。

なお、事業決定の位置を表示した図面は、三重県生活環境部観光公園課及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

単独施設

事業の名称 鳥居道宿舎
位 置 三重郡菰野町大字千草

三重県告示第547号

次の公共用財産の用途を廃止する。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 財産の所在地多気郡明和町大字大淀字川西新田647—7番地先

- 2 種 目
堤とう敷
- 3 地 積
72.77㎡

三重県告示第548号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、桑名都市計画緑地を決定したので、同法第20条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 都市計画を定める土地の区域
桑名市野田五丁目
1 大山田緑地
都市計画図書において表示する。
- 2 縦覧場所
三重県土木部都市計画課及び桑名市都市計画部都市計画課

三重県告示第549号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、津都市計画公園を変更したので、同法第20条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 都市計画の種類
津都市計画4・4・5町民の森公園
- 2 都市計画を追加する土地の区域
河芸町大字浜田字池の谷
都市計画図書において表示する。
- 3 縦覧場所
三重県土木部都市計画課及び河芸町役場建設課



三重県選挙管理委員会告示第103号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定に基づき、三重県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

昭和55年11月18日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田利一

- 1 選挙の期日 昭和55年11月30日
- 2 選挙の区域及び選挙すべき人員
 - 一志郡選挙区 1人
 - 度会郡選挙区 1人

三重県選挙管理委員会告示第104号

昭和55年11月30日執行の三重県議会議員補欠選挙の各選挙区における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第81条の規定により告示する。

昭和55年11月18日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田利一

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
一志郡	松阪市魚町1743番地	森山幸雄
度会郡	鳥羽市鳥羽三丁目25番5号	中桐公郎

2 選挙長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
一志郡	松阪市駅部田町1636番地	石井康三
度会郡	伊勢市本町8番15号	村田博

三重県選挙管理委員会告示第105号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項の規定による昭和55年11月30日執行の三重県議会議員補欠選挙の各選挙区における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を同法第196条の規定により次のとおり告示する。

昭和55年11月18日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田利一

一志郡選挙区	3,219,000円
度会郡選挙区	3,053,000円

三重県選挙管理委員会告示第106号

昭和55年11月30日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に執行の三重県議会議員補欠選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第122条の規定により次のとおり定める。

昭和55年11月18日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田利一

- 1 三重県知事選挙の投票
- 2 三重県議会議員補欠選挙の投票

三重県選挙管理委員会告示第107号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項の規定による昭和55年11月30日執行の三重県議会議員補欠選挙の各選挙区の選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により告示する。

昭和55年11月18日

三重県選挙管理委員会委員長 岡田利一

選挙区	日 時	場 所
一志郡	昭和55年12月1日 午後2時	津市桜橋二丁目120番地 三重県中勢北部県民局 津地方振興事務所 2階 第1会議室
度会郡	昭和55年12月1日 午前10時30分	伊勢市勢田町622番地 三重県伊勢庁舎 2階 第2会議室

公 告

昭和55年10月26日実施した昭和55年度第2回危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和55年11月18日

三重県知事 田川亮三

「次」は省略し、合格者名は三重県庁舎内の掲示板に掲示する。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、深溝土地改良区(鈴鹿市深溝町)の定款変更を昭和55年11月10日認可した。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営有滝地区かんがい排水事業(排水対策特別事業)計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和55年11月19日から同年12月8日まで

3 縦覧の場所

伊勢市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、阿児町営土地改良事業(団体営農道整備事業岩出地区)を昭和55年11月11日認可した。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、松阪市(東村地区)の換地計画認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和55年11月18日から同年12月8日まで

3 縦覧の場所

松阪市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第3項の規定により、七和土地改良区から換地処分(七和地区)をした旨、届出があつた。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条及び附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和55年9月26日	三重郡朝日町大字繩生地内(全工区)	桑名郡中央町1丁目47 カネソウ株式会社 代表取締役 小林 昭 三
昭和55年9月26日	松阪市中万町鐘突地内	松阪市殿町1340-1 松阪市長 古 田 逸 郎
昭和55年9月29日	伊勢市河崎1丁目37~1、790、820	伊勢市岩淵1丁目7-29 伊勢市土地開発公社 理事長 加 藤 良 六
昭和55年9月29日	桑名郡多度町大字戸津字尾津森地内(第一工区)	名古屋市中村区名駅4丁目5-28 近鉄不動産株式会社 取締役名古屋支店長 田 谷 武
昭和55年9月29日	津市一身田中野字上新田地内(第二工区)	津市一身田中野字花ノ木192-1 株式会社 三重高等自動車学校 代表取締役 星 野 克 次
昭和55年10月13日	四日市市三滝台一丁目、二丁目(三滝台閉地第一、第二工区)	名古屋市中村区名駅四丁目5-28 近鉄不動産株式会社 社取締役名古屋支店長 田 谷 武

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により、久居市新町上地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

昭和55年11月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 組合の名称

久居市新町上地区画整理組合

2 事業施行期間

昭和55年11月18日から昭和59年3月31日まで

3 施行地区

久居市新町並びに持川町字丸永及び字持川の各一部

- 4 事務所の所在地
久居市本町1396番地
- 5 設立認可の年月日
昭和55年11月10日
- 6 事業年度
初年度 昭和55年11月18日から昭和56年3月31日まで、以後毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
組合事務所及び久居市役所の各掲示場に掲示する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和55年11月18日

三重県北勢県民局桑名土木事務所長 市岡 英一

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和55年9月8日	桑名市大字安永字十区割1506、1529	名古屋市中村区名駅4丁目16-18 大東紡織株式会社 取締役社長 伊藤 次郎
昭和55年9月16日	員弁郡東員町大字大木2546-9、2551、2552、2553	員弁郡東員町大字大木2552 門脇 貴
昭和55年9月18日	員弁郡員弁町大字畑新田字溜岸26-1、26-2	員弁郡員弁町大字畑新田66 位田 章
昭和55年9月30日	桑名市大字大貝須字堀田439-52	桑名郡長島町大字福吉293 井本 幸雄
昭和55年10月1日	員弁郡員弁町大字南大社字中條996-5	員弁郡員弁町南大社973-2 太田 静男

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和55年11月18日

三重県北勢県民局四日市土木事務所長 吉田 繁太郎

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和55年9月5日	三重郡楠町大字北五味塚字茶ノ木2122-3	三重郡楠町大字北五味塚2001 楠町農業協同組合 組合長理事 野崎 光次

昭和55年9月10日	四日市市采女町字松ノ木1622-4、1622-7、1622-8	四日市市采女町829-10 西村 義信
昭和55年9月10日	四日市市日永東3丁目2096、2097	四日市市日永西3丁目14-7 有竹 利夫
昭和55年9月12日	四日市市水沢町字東保林3212-2	四日市市水沢町3212-3 中川 周生
昭和55年9月16日	四日市市川島町字篠の台3916-3	四日市市川島町南部1760-2 服部 三男
昭和55年9月17日	四日市市水沢町字中谷3008-8	四日市市水沢町3014 辻 英夫
昭和55年9月22日	四日市市智積町字武佐6389-1、6389-2、6389-3	四日市市坂部ヶ丘3丁目1-21 山下 広
昭和55年9月25日	四日市市八田3丁目851-3	津市垂水字入江119-1 日産サニー三重販売株式会社 取締役社長 大森 茂

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和55年11月18日

三重県北勢県民局鈴鹿土木事務所長 富田 省自

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和55年9月10日	鈴鹿市石薬師町字鞠鹿野2520-53、2520-54、2520-70	大阪府寝屋川市成田東町20-20 大窪 休五郎
昭和55年9月18日	鈴鹿市木田町字川原田725-2、726-2	鈴鹿市木田町2546-2 田中 学
昭和55年9月26日	鈴鹿市土師町字河原田683-2	鈴鹿市土師町478 清水 泰

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和55年11月18日

三重県中勢北部県民局津土木事務所長 浜口 庄一

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和55年9月12日	津市雲出本郷町字浜垣内1347、1352-1	津市大字藤方2613 田中 守

昭和55年 9月25日 津市桜橋2丁目177-3 津市広明町349-1
株式会社 三重電子計算センタ
代表取締役 小 柴 文 一

昭和55年 9月29日 津市一身田中野字一色726-1、727-1 津市一身田中野275-1
三重農林建設株式会社
代表取締役 加 藤 寛

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条及び附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和55年11月18日

三重県中勢北部県民局久居土木事務所長 山 鹿 和 美

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和55年10月17日	一志郡嬉野町大字津屋城字堤下996-3、1002-1、1003、1003-1、1004、1005、1006、1007-2、1008-2、1009、1010、1010-1、1011、1011-1、1012、1013、1014-1、1014-2、1014-3、1015、1015-1、1016、1017-2、1018-2、1020、1021、1022、1024、1025-1、1025-2、1026-1、1026-2、1026-3、1027-1、1027-2、1028-1、1028-2、1029-1、1029-2、1030、1030-1、一志郡嬉野町大字津屋城字水池1142-5、1143-8	堺市浜寺昭和町2-323 株式会社 明石住建 代表取締役 白 銀 愛 子
昭和55年10月22日	久居市野村町字東山神1351-8	津市雲出伊倉津町1054 田 中 正 好

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和55年11月18日

三重県中勢南部県民局松阪土木事務所長 平 井 敏 一

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和55年9月3日	松阪市大字町平尾字高洲883-1、883-5、883-6、883-7、883-8、883-9、883-10、883-11、886-1、886-11、889-2、889-4	松阪市町平尾町476 塩 野 貞 郎 外7名
昭和55年9月5日	松阪市小黒田町字茶園川1058-1、1058-3	松阪市駿町1465-10 加 藤 忠 男

昭和55年 9月5日 松阪市大口町字子ノ新田528-1 松阪市本町2187
紙小津産業株式会社
取締役社長 小 津 雅 男

昭和55年 9月10日 松阪市若葉町字大野室161-2、163-1、76-6 松阪市魚町1658-3
松阪市高町字境目堺166、166-1、169-1、169-4 松阪商工会議所
松阪市宮町字五反田70-6、75-2、75-7 会頭 三 浦 道 義

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和55年11月18日

三重県南勢志摩県民局伊勢土木事務所長 池 村 憲 夫

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和55年9月13日	度会郡小俣町明野289-1、289-2	松阪市京町1区8 株式会社丸八 代表取締役 中 村 時 次

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和55年11月18日

三重県南勢志摩県民局志摩土木事務所長 横 山 肇

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和55年10月2日	志摩郡阿児町鶴方字赤松323-1、323-2、323-3 志摩郡阿児町鶴方字坂ノ下764-1	伊勢市八日市場町17-27 伊藤興発株式会社 代表取締役 伊 藤 巧

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和55年11月18日

三重県伊賀県民局上野土木事務所長 大 西 欣 司

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和55年9月10日	名張市滝之原字中出3417	名張市滝之原3248 滝之原区長 福 島 久 一

昭和55年 9月24日	名張市南町835-1、836-1、837-1、838-1	名張市平尾3129-1 水資源開発公団 比奈知ダム調査所 所長 久富木原 篤
昭和55年 10月18日	名賀郡青山町阿保字福森1756-1	兵庫県伊丹市寺本6丁目149 株式会社 邦木材木店 代表取締役 瀬 島 邦 雄

正 誤

昭和55年10月17日付け三重県公報第10909号に登載した、公有水面埋立て区域分割許可（三重県告示第502号）中

ページ	行	誤	正
6	表中	80m	77.5m
6	表中	148m	150m
6	表中	9835.455m ²	9927.015m ²
7	表中	36074.545m ²	35982.985m ²
8	表中	昭和55年3月31日	昭和56年3月31日

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 1,400円

1箇年 16,800円

昭和55年11月18日印刷発行

津市広明町13番地

三 重 県

印刷 三重県総務部学事文書課